

(号外)
独立行政法人国立印刷局

〔公 告〕

諸事項

裁判所
破産、免責関係
特殊法人等

独立行政法人統計センター平成二十

七年度財務諸表、全国社会保険労務士会連合会平成二十七年度の決算、

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の不動産に関する権利の登記を嘱託する場合の職員の指定公

告の一部改正、独立行政法人都市再生機構、企業年金基金変更関係

地方公共団体
行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

四 章

四 章

三 章

二 章

一 章

省

令

○厚生労働省令第二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第四十七号)の一部の施行に伴い、及び国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)第十七条第四号の規定に基づき、法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月十九日

法務大臣 金田 勝年
厚生労働大臣 塩崎 恭久

○厚生労働省令第二号
法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令
を次のように改正する。
第五号中「第三十八条第一項」を「第四十条第一項」に、「第三十八条第二項」を「第四十条第二項」に改める。

附 則

この省令は、平成二十八年八月二十日から施行する。

○厚生労働省令第二号
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第四十七号)の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、職業安定法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月十九日

(職業安定法施行規則等の一部を改正する省令)

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一条 職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)の一部を次のようにより改正する。
第四条第五項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第四条の三第三項中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体」を加える。

第四条の四中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体又は職業紹介事業者」を加える。
第十一条中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体及び」を加える。

第十七条の四の次に次の四条を加える。

(法第二十九条に関する事項)

第十七条の五 法第二十九条第二項の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、次に掲げる事項を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

一 特定地方公共団体の名称

二 無料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地

三 無料の職業紹介事業の開始年月日又は開始予定期日

四 担当者の職名、氏名及び電話番号
五 法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関(以下「取次機関」という)を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容

六 地方公務員法第三十八条の六第一項(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十条の二において準用する場合を含む。)に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置として無料の職業紹介事業を行う場合は、その旨
七 法第二十九条第三項の規定により取扱職種の範囲等を定める場合における当該取扱職種の範囲等

○臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法の一部を改正する件(環境七九)

(同三二二)

(括弧「[十九条の二]に関する事項)

第十七条の六 法第二十九条の二の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、次に掲げる事項を厚生労働大臣にし書面による通知しなければならない。

- 1 無料の職業紹介事業を廃止した年月日
- 2 無料の職業紹介事業を廃止した理由

(法第二十九条の四に関する事項)

第十七条の七 法第二十九条の四の厚生労働省令で定める事項は、求人者の情報(職業紹介に係る事項のみ)に限る。第二十四条の五第一項において同じ)及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項とする。

- 1 法第二十九条の四の規定による明示は、求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、次のいずれかの方法により行わなければならない。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方針によることができない場合において、当該明示すべき事項(以下この項及び次項並びに第二十四条の五において「明示事項」といふ)をおいかげない方法以外の方法により明示したときは、この限りだ。
- 2 書面の交付の方法

1 電子情報処理組織(書面交付者(明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を行なうべき者をいう。以下この項において同じ))の使用に係る電子計算機、書面被交付者(明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を行なうべき者をいう。以下この項及び次項並びに第二十四条の五第三項において同じ))の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を用いる)を使用する方法のうち、書面交付者の使用による電子計算機と書面被交付者の使用による電子計算機との接続する電気通信回線を通じて送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法(書面被交付者がファイルへの記録を出力する)による書面を作成する」というべきものに限る)に備えられたファイルに記録されたときに当該書面被交付者に到達したものとみなだ。

(法第二十九条の五に関する事項)

3 前項第一号の方法によつて行われた明示事項の明示は、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに当該書面被交付者に到達したものとみなだ。

(法第二十九条の五に関する事項)

第十七条の八 法第二十九条の五の厚生労働省令で定めるものは、求人又は求職に関する情報のうち、求人者又は求職者が自らの情報について特定地方公共団体に提供するものに同意したもの(当該求職者の法第四条第十項に規定する個人情報その他の求職者の家族の状況等法第二十九条の五の規定に基づき提供する情報として適切でないと認めたものを除く)とする。

2 法第二十九条の五の厚生労働省令で定める方法は、書面の提出による提供とする。

3 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報を適切に取り扱つていただきたいおそれがあると認めるときは、当該特定地方公共団体に対し、法第二十九条の五の規定による情報の提供を停止する」とだ。

第十八条第二項中「法の施行地外の地域における求人又は求職に関する情報」を「次の機関(以下「取次機関」といへ)を「取次機関」と改める。

第十四条の五第一項中「[職業紹介に係る事項]」を「[当該明示すべき事項(以下この項及び次項において「明示事項」といふ)を「当該明示すべき事項(以下この項及び次項において「明示事項」といふ)を「当該明示事項」と改め、同項名前を削り、同条第三項中「前項第一号」を「第十七条の七第一項第一号」に改める。

第十五条の二第六項中「[職業紹介に係る事項]」を削る。

第十五条の四を削る。

第十六条(既出を含む)中「第[二十九条の七]」を「第[二十九条の六]」に改める。

第三十七条第一項第一号、第三号及び第四号中「法第三十三条の三第二項及び法第三十三条の四第一項」を「及び法第三十三条の三第一項」に改め、同項第七項中「第[二十九条の二第一項]の無料の職業紹介事業に係る」を「法第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業に係る」と、「第[二十九条の二第一項]を「回項」に改める。

第三十八条中第一項を第三項とし、第一項中「法第三十三条の三第二項又は法第二十九条の四第二項」を「又は法第三十三条の三第二項」に改め、回項を同条第一項として、回項の前に次の二項を加える。

法第二十九条第一項の規定並びに第十七条の五第一項及び第二項並びに第十七条の六の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、特定地方公共団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出するものとする。ただし、第十七条の五第一項の規定による厚生労働大臣に提出する書類のうち、同条第一項第一号に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出するものとする。

様式第一号の三を削る。

様式第一号(表題)中「地方公共団体無料職業紹介事業計画書」を削る。
様式第一号(裏面)「職業紹介一冊」「特別の法人無料職業紹介事業計画書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業計画書」を削る。
様式第一号(裏面)「[特別の法人無料職業紹介事業計画書]」及び「[無料職業紹介事業計画書]」を削る。
様式第一号(裏面)「[地方公共団体無料職業紹介事業計画書]」を削る。
様式第一号(裏面)「[特別の法人無料職業紹介事業計画書]」及び「[無料職業紹介事業計画書]」を削る。
様式第一号(裏面)「[地方公共団体無料職業紹介事業計画書]」を削る。
様式第一号(裏面)「[特別の法人無料職業紹介事業計画書]」及び「[無料職業紹介事業計画書]」を削る。

様式第一号(裏面)「[特別の法人無料職業紹介事業計画書]」を削る。

様似紙(大印)(捺印) ふたのものとおな。

様式第6号(第4面)

4 有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書の記載方法

(1) 有料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業變更届出書」及び「有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「職業紹介事業變更届出書」、「職業紹介事業變更届出書」を抹消し、並びに1から6まで及び8の全文並びに7の

〔第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する〕を抹消すること。

(2) 無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業變更届出書」、「職業紹介事業變更届出書」及び「有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「職業紹介事業變更届出書」、「職業紹介事業變更届出書」の法人無料職業紹介事業變更届出書」を抹消し、並びに1から6まで及び8の全文並びに7の

〔第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する〕を抹消すること。

(3) 特別の法人無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料」及び「特別の法人無料職業紹介事業變更届出書」、「職業紹介事業變更届出書」、「職業紹介事業變更届出書」及び「有料・無料職業紹介事業變更届出書」を抹消し、並びに1から6まで及び8の全文並びに7の

〔・第33条の3第2項において準用する〕を抹消すること。

(4) ①欄には、職業紹介事業を行う事業所ごとに取扱職種の範囲等の内容を記載すること。記載し得ない場合は別紙に記載して添付すること。

(例) 職業

(イ) 事務的職業、会社・団体の役員、飲食物調理の職業、林業の職業など
(ア) 地域
(ウ) 国内、大阪府、中部地方など

(例) その他
(イ) 紹介予定派遣に関するもの、母子家庭の母等、中高齢者、本校所定の課程を修了した者など
(ニ) 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第11条により公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があつた求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。

(5) 取扱職種の範囲等の変更については、「取扱職種等の範囲等」の欄に変更後のものを記載することとし、変更前の取扱職種の範囲等を⑥変更前の欄にも記載すること。
捺印欄(大印)(捺印) ふたのものとおな。

様式第6号(第5面)

5 特別の法人無料職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合は、表題中「有料・

無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業變更届出書」及び「有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」及び「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業變更届出書」を抹消し、並びに1から7までの全文を抹消すること。

6 ①欄には、申請書又は届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
7 ②欄には、申請者又は届出者の氏名(法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

8 ③欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。

9 ④欄には、氏名(個人)又は名称(法人又は団体における名称)を記載すること。

10 ⑤欄には、事業所の所在地(法人にあっては主たる事務所の所在地)を記載すること。

11 ⑥欄には、変更(廃止)事項について、変更(廃止)した年月日を記載すること。

12 なお書きは、代表者又は職業紹介責任者の変更届出以外の場合は抹消すること。

また、代表者又は職業紹介責任者の変更届出においてそれぞれ変更のないものに係る部分について抹消すること。

13 ⑦欄には、担当者職、氏名及び連絡先を記載すること。

14 職業紹介を行う事業所の新設又は廃止の場合における職業紹介事業變更届出書における記載方法

新たに職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合、又は、職業紹介事業を行う事業所を廃止する場合は、⑦欄には事業所の「設置」又は「廃止」を記載することとし、該当する全ての事業所の名称及び所在地を⑥欄に記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

⑧欄に事業を開始する(又は廃止した)年月日を記載すること。⑨欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。(⑩欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。

⑪欄に「事業を開始する(又は廃止した)年月日を記載すること。⑫欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。

⑬欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。

⑭欄に「事業を開始する(又は廃止した)年月日を記載すること。⑮欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。

⑯欄に「事業を開始する(又は廃止した)年月日を記載すること。⑰欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。

⑱欄に「事業を開始する(又は廃止した)年月日を記載すること。⑲欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。

⑳欄に「事業を開始する(又は廃止した)年月日を記載すること。㉑欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。

㉒欄に「事業を開始する(又は廃止した)年月日を記載すること。㉓欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。

㉔欄に「事業を開始する(又は廃止した)年月日を記載すること。㉕欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。

㉖欄に「事業を開始する(又は廃止した)年月日を記載すること。㉗欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。

㉘欄に「事業を開始する(又は廃止した)年月日を記載すること。㉙欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。

㉚欄に「事業を開始する(又は廃止した)年月日を記載すること。㉛欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。

㉜欄に「事業を開始する(又は廃止した)年月日を記載すること。㉝欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。

㉞欄に「事業を開始する(又は廃止した)年月日を記載すること。㉟欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。

㉟欄に「事業を開始する(又は廃止した)年月日を記載すること。㉟欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。

㉟欄に「事業を開始する(又は廃止した)年月日を記載すること。㉟欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。

㉟欄に「事業を開始する(又は廃止した)年月日を記載すること。㉟欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。

。

2 措置要請を行つた地方公共団体の長（第四項において「要請地方公共団体の長」という）は、

法第三十七条第一項の規定により厚生労働大臣の権限の委任を受けた都道府県労働局長であつて、当該地方公共団体を管轄するものから法第三十二条第二項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該措置要請について、自ら同条第一項から第三項までの権限を行うよう求めることができる。

3 前項の求めがあつたときは、厚生労働大臣は、当該措置要請について自ら法第三十二条第一項から第三項までの権限を行うものとする。

4 厚生労働大臣は、法第三十二条第三項の規定により同条第二項の通知に係る意見を聴く者を選定するに当たつては、措置要請の内容に応じ、次の各号に掲げる者のうちから要請地方公共団体の長の意見を聴いて選定するものとする。

一 学識経験者

二 措置要請に関係する地方公共団体

三 その他厚生労働大臣又は要請地方公共団体の長が必要と認める者

（協定の締結等）

第十三条の三 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、当該地方公共団体を管轄する公共職業安定所（次項において「管轄公共職業安定所」という）の業務に関する事項について、当該都道府県労働局長が必要な措置を講ずること等により、国に行う職業指導及び職業紹介の事業等と当該地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようするための協定（以下「雇用対策協定」という）を締結することができる。

2 都道府県労働局長は、雇用対策協定を締結している地方公共団体の長から、雇用対策協定の内容に係る措置要請があつたときは、当該措置要請の内容が法令又は予算に違反する場合その他の当該措置要請の内容について管轄公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、雇用対策協定を実施するための計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県労働局長及び地方公共団体の長との他の関係者により構成される協議会を組織することができる。

第十四条第一項中「第三十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第二項中「第三十一条第二項」を「第三十四条第二項」に改める。

第十五条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同項第四号中「第三十一条第二項」を「第三十五条」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第三十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第三十二条」を「第三十三条」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 法第三十二条第一項から第三項までに規定する厚生労働大臣の権限に次の二号を加える。

第十五条第二項中「前項」の下に「（第一号に係る部分を除く）」を加え、「第三十二条、第三十三条第一項並びに第三十四条」を「第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十五条」に改め、同条

3 第十三条の二第四項第三号に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行つ」とを妨げない。附則第九条を削る。

様式第四号（裏面）中「第十五条関係」を「第十四条関係」に改める。

（児童扶養手当法施行規則の一一部改正）

第三条 児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号口（1）中「機関」の下に「特定地方公共団体（職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第四条第七項に規定する特定地方公共団体をいう。第二十四条の五第一項において同じ。）」を加え、「職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第四条第七項」を「同法第四条第八項」に改める。

第二十四条の五第一項中「機関」の下に「特定地方公共団体」を加える。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第四条 履用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第一項第三号中「又は職業紹介事業者」を「又は職業紹介事業者等」に改め、「に規定する」の下に「特定地方公共団体及び同条第八項に規定する」を加え、同条第二項第一号中「職業紹介事業者」を「職業紹介事業者等」に改める。

第一百十条第二項第一号イ及び第七項第一号イ、第一百十条の三第一項第一号、第一百十二条第二項第一号ハ、第二号ハ及び第三号イ並びに第一百十八条の三第一項第一号イ、第四項第一号イ及び第九号ハ中「職業紹介事業者」を「職業紹介事業者等」に改める。

附則第十五条の五第二項第一号イ柱書き中「東日本大震災」の下に「（平成二十三年三月十一日）に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。（以下同じ。）」を「特定被災区域」の下に「（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第八号）が適用された市町村の区域であつて、東京都に属するものを除く。以下同じ。）」を加え、「以下このいにおいて「被災地求職者」という。（次の）を「第一百十条第二項第一号イの職場適応訓練受講求職者を除き」に、「除く。」又は「に限る。」又は「以下このイにおいて「被災離職者」という。（次の）を「同号イの職場適応訓練受講求職者を除く。」に、「（3）の」を「（2）の」に「を除く。」を「に限る。」を）に、「職業紹介事業者」を「職業紹介事業者等」に改め、「（平成二十三年三月十一日から平成二十六年三月三十一日までの間に当該被災地求職者を雇ひ入れる事業主又は平成二十三年三月十一日から平成二十七年三月三十一日までの間に当該被災離職者を雇ひ入れる事業主に限り（1） 東日本大震災の発生時に、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に對処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に係る規定に對する法律（平成二十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により同項第一号から第三号までに掲げる指示の対象となつた区域をその区域に含む市町村に居住していた者

（2） (1)に規定する者のほか、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に關して市町村長が行つた当該事故に係る住民に対する避難の勧奨その他の行為の対象となつた区域又は場所に東日本大震災の発生時に居住していた者である。当該行為により当該区域又は場所以外の区域又は場所に避難しているもの

附則第十五条の五第二項第一号イ及び第二号イ並びに第十七条の四の四第一項第一号中「職業紹介事業者」を「職業紹介事業者等」に改める。

様式第十四号（裏面）中「民間職業紹介機関」を「職業紹介事業者」と「労働者派遣機関」を「派遣元事業主」と「公的機関等による職業相談」を「公的機関等による職業相談、職業紹介」と改める。

「職業紹介事業者紹介」を「地方公共団体又は職業紹介事業者紹介」と改める。

様式第十四号（裏面）中「民間職業紹介機関、労働者派遣機関」を「職業紹介事業者、派遣元事業主」に改める。

様式第24号（第69条関係）（第1面）

特例受給資格者失業認定申告書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

※ 帳票種別 11204									
1. 支給番号 □□-□□□□□□□□-□					2. 未支給区分 <input type="checkbox"/> (空欄 未支給以外) (1 未支給)				
3. 待期満了年月日 □□-□□□□□□□□ 元号 年 月 日									
4. 特例一時金失業認定年月日 □□-□□□□□□□□ 元号 年 月 日									

様式第二十四号（第一面）を次のように改める。

(あてはまるものに○をつけ、必要なことからを記入してください。)

1	失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をしましたか。	ア し た イ し な い	就職又は就労した人は、した月日を記載してください。						
2	失業の認定を受けようとする期間中に、就職先をさがしましたか。	ア さ が し た イ さ が さ な か つ た	どのような方法でさがしましたか。 (ア) 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等 (イ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 (ウ) 派遣元事業主による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等 (オ) 知人の紹介による求人への応募 (カ) 新聞広告による求人への応募 (キ) 就職情報誌による求人への応募 (ク) インターネットによる求人への応募 (ケ) その他 ()						
3	今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応 じ ら れ る イ 応 じ ら な い	すぐに応じられない理由を第2面の注意の5の中から選んで、その記号を○で囲んでください。 (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)						
4	就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就 職 イ 自 営	(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職 月 日より就職(予定) 月 日より自営業開始(予定)	(就職先事業所) 事業所名 () 所在地 (〒) 電話番号 ()					
就用保険法施行規則第69条において準用する第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。 平成 年 月 日 (この申告書を提出する日) 公共職業安定所長 殿 地方運輸局長 殿									
特例受給資格者氏名 _____ 印 _____ 支給番号 ()									

認定日・時間		※ 公共職業安定所又は地方運輸局記載欄		連絡事項				取扱者印	操作者印
月 日 時から 時まで		備考							

基本法(「十六号」(第1回) 又は「又は職業紹介事業者」又は「地方公共団体又は職業紹介事業者」)「職業紹介事業者の名称」又は「地方公共団体又は職業紹介事業者の名称」を含む。

基本法(「十六号」(第1回) 又は「又は職業紹介事業者」又は「地方公共団体又は職業紹介事業者」)「職業紹介事業者の名称」又は「地方公共団体又は職業紹介事業者の名称」を含む。

「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい。」を含む。

基本法(「十六号」(第1回) 又は「又は職業紹介事業者」又は「地方公共団体又は職業紹介事業者」)「職業紹介事業者の名称」又は「地方公共団体又は職業紹介事業者の名称」を含む。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成二十八年厚生労働省令第四二四十七号)の一部を次のように改正する。)

第五条 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成二十八年厚生労働省令第四二四十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一十一〔略〕の改正規定を次のとおりとする。

様式第22号の3(第65条の5関係) (第1面)

高年齢受給資格者失業認定申告書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

様式第二十一号の三を次のように改める。

※ 帳票種別

11220

1. 支給番号

□□□□□□□□□□□□□□□□

2. 未支給区分

 (空欄 未支給以外)
1 未支給

3. 待期満了年月日

4-□□□□□□

元号 年 月 日

4. 高年齢求職者給付金失業認定年月日

4-□□□□□□

元号 年 月 日

(あてはまるものに○をつけ、必要なことながらを記入してください。)

1 失業の認定を受けようとす る期間中に、就職又は就労 をしましたか。		ア し た	就職又は就労した人は、した月日を記載してください。						
		イ し な い							
2 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。		(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。 求職活動の方法 活動日 利用した機関の名称 求職活動の内容 (ア) 公共職業安定所又は地 方運輸局による職業相 談、職業紹介等 (イ) 職業紹介事業者による 職業相談、職業紹介等 (ウ) 派遣元事業主による 派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業 相談、職業紹介等							
ア 求職活動を した	(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。 事業所名、部署 応募日 応募方法 職種 応募したきっかけ 応募の結果 (電話番号) () () () () () () (ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他 (ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他								
	イ 求職活動を しなかった (その理由を具体的に記載してください。)								
3 今、公共職業安定所又は地 方運輸局から自分に適した 仕事が紹介されれば、すぐ に応じられますか。		ア 応じられる	すぐに応じられない理由を第2面の注意の6の中から選んで、 その記号を○で囲んでください。						
		イ 応じられない	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)		
4 就職もしくは自営し た人又はその予定の ある人が記入してく ださい。		ア 就 職	(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職		(就職先事業所) 事業所名 () 所在地 (〒) 電話番号 ()				
		イ 自 営	月 日より就職(予定) 月 日より自営業開始(予定)						
雇用保険法施行規則第65条の5第1項において準用する第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。 平成 年 月 日 印 (この申告書を提出する日) 公共職業安定所長 殿 高年齢受給資格者氏名 _____ 地方運輸局長 殿 支給番号 ()									

認定日・時間		※ 公共職業安定所又は 地方運輸局記載欄	連絡事項		取扱 者印		操作 者印
時から 月 日 時まで		備 考					

注意

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、罰款として刑罰に処せられることがあること。
- 3 1欄及び2欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回安定所に来所した日から認定日(この申告書を提出する日)までの期間をいうものであること。
- 4 1欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)、又は会社の役員になつた場合には応じられない場合は就職又は就労となります。なお、賃金などの報酬がなくとも就職又は就労したことになるものであること。
- 5 2欄の「ア 求職活動をした」に○印を付けた人は、(1)の(ア)～(エ)により求職活動を行つた場合にそれぞれについて「活動日」、「利用した機関の名称」及び「求職活動の内容」を具体的に記載すること。なお、(イ)～(エ)の職業紹介事業者、派遣元事業主、公的機関等を利用した場合には、「利用した機関の名称」欄に、機関の名称のほか、その機関の電話番号を併せて記載すること。
- 6 3欄の「イ 応じられない」に○印を付けた人は、下記の(ア)～(オ)の中からその理由を選んで3欄に記載してある記号のうち該当するものを○で囲むこと。
- (ア) 病気やけがなど健康上の理由
 - (イ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、家事の都合のため)
 - (ウ) 就職したため又は就職予定があるため
 - (エ) 自営業を開始したため又は自営業の開始予定があるため
 - (オ) その他
- なお、(オ)を○で囲んだ人は、公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を下記の()内に具体的に記載すること。

印

示

○ 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第四条に関する事項）	（法第四条に関する事項）
第四条 （略）	第四条 （略）
2～4 （略）	2～4 （略）
5 法第四条第九項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。	5 法第四条第八項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。
一・二 （略）	一・二 （略）
（法第五条の五に関する事項）	（法第五条の五に関する事項）
第四条の三 （略）	第四条の三 （略）
2 （略）	2 （略）
3 公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者が、法第五条の五ただし書の規定により求人の申込みを受理しないときは、求人者に対し、その理由を説明しなければならない。	3 公共職業安定所又は職業紹介事業者が、法第五条の五ただし書の規定により求人の申込みを受理しないときは、求人者に対し、その理由を説明しなければならない。
（法第五条の六に関する事項）	（法第五条の六に関する事項）
第四条の四 公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者が法第五条の六第一項ただし書の規定により求職の申込みを受理しないときは、その理由を求職者に説明しないときは、その理由を求職者に説明しなければならない。	第四条の四 公共職業安定所が法第五条の六第一項ただし書の規定により求職の申込みを受理しないときは、その理由を求職者に説明しなければならない。

(法第十五条に関する事項)

第十一条 標準職業名、職業解説及び職業分類表は、職業安定局長が雇用主、労働者及び職業につき学識、経験ある者の中から意見を聞き、あらゆる職業にわたり、かつ、公共職業安定所、特定地方公共団体及び各種施設並びに職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び労働者供給事業者に共通して広く使用できるようこれを作成するものとする。

(法第二十九条に関する事項)

第十七条の五 法第二十九条第二項の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、次に掲げる事項を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

- 一 特定地方公共団体の名称
- 二 無料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地
- 三 無料の職業紹介事業の開始年月日又は開始予定年月日
- 四 担当者の職名、氏名及び電話番号
- 五 法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関（以下「取次機関」という。）を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容

- 六 地方公務員法第三十八条の六第一項（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百二十九号）第五十条の二において準用する場合を含む。）に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認め

(法第十五条に関する事項)

第十一条 標準職業名、職業解説及び職業分類表は、職業安定局長が雇用主、労働者及び職業につき学識、経験ある者の中から意見を聞き、あらゆる職業にわたり、かつ、公共職業安定所、各種施設並びに職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び労働者供給事業者に共通して広く使用できるようこれを作成するものとする。

(新設)

られる措置として無料の職業紹介事業を行う場合は、その旨

七 法第二十九条第三項の規定により取扱職種の範囲等を定める場合における当該取扱職種の範囲等

2 特定地方公共団体は、前項各号に掲げる事項（特定地方公共団体が取次機関を利用しなくなつた場合にあつては、同項第五号に掲げる事項を除く。）に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び変更した年月日を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

（法第二十九条の二に関する事項）

第十七条の六 法第二十九条の二の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、次に掲げる事項を厚生労働大臣に対し書面により通知しなければならない。

- 一 無料の職業紹介事業を廃止した年月日
- 二 無料の職業紹介事業を廃止した理由

（法第二十九条の四に関する事項）

第十七条の七 法第二十九条の四の厚生労働省令で定める事項は、求

人者の情報（職業紹介に係るものに限る。第二十四条の五第一項において同じ。）及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項とする。

。

2 法第二十九条の四の規定による明示は、求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、次のいずれかの方法により行わな

（新設）

ければならない。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方針によることができない場合において、当該明示すべき事項（以下この項及び次項並びに第二十四条の五において「明示事項」という。）をあらかじめこれらの方針以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一 書面の交付の方法

二 電子情報処理組織（書面交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機と、書面被交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項並びに第二十四条の五第二項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（書面被交付者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。）によることを書面被交付者が希望した場合における当該方法

3 前項第二号の方法により行われた明示事項の明示は、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときには、当該書面被交付者に到達したものとみなす。

(法第二十九条の五に関する事項)

第十七条の八 法第二十九条の五の厚生労働省令で定めるものは、求

人又は求職に関する情報のうち、求人者又は求職者が自らの情報について特定地方公共団体に提供することに同意したもの（当該求職者の法第四条第十項に規定する個人情報その他求職者の家族の状況等法第二十九条の五の規定に基づき提供する情報として適切ないと認められるものを除く。）とする。

2 法第二十九条の五の厚生労働省令で定める方法は、書面の提出による提供とする。

3 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報を取り扱うことができないおそれがあると認めるときは、当該特定地方公共団体に対し、法第二十九条の五の規定による情報の提供を停止することができる。

(法第三十条に関する事項)

第十八条 (略)

2 法第三十条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、他に事業を行つてゐる場合における当該事業の種類及び内容並びに取次機関を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容とする。

3 10 (略)

(新設)

(法第三十条に関する事項)

第十八条 (略)

2 法第三十条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、他に事業を行つてゐる場合における当該事業の種類及び内容並びに法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関（以下「取次機関」という。）を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容とする。

3 10 (略)

(法第三十二条の十三に関する事項)

第二十四条の五 法第三十二条の十三の厚生労働省令で定める事項は

、求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項とする。

。

2 法第三十二条の十三の規定による明示は、求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、第十七条の七第二項各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要がある場合において、当該明示事項をあらかじめこれらのこときができない場合において、当該明示事項をあらかじめこれらの方
の方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

(削る)

(削る)

(法第三十二条の十三に関する事項)

第二十四条の五 法第三十二条の十三の厚生労働省令で定める事項は

、求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項とする。

。

2 法第三十二条の十三の規定による明示は、求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、次のいずれかの方法により行わなければならない。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方
の方法によることができない場合において、当該明示すべき事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）をあらかじめこれらの方
の方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一 書面の交付の方法

二 電子情報処理組織（書面交付者）（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機と、書面被交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（書面被交付者がフ

アイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。) によることを書面被交付者が希望した場合における当該方法

3 第十七条の七第二項第二号の方法により行われた明示事項の明示は、書面被交付者は、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに当該書面被交付者に到達したものとみなす。

4 (略)

(法第三十三条の二に関する事項)

第二十五条の二 略

25 略

6 第二十四条の五第一項から第三項まで及び第二十四条の七の規定は、法第三十三条の二第一項の規定により同項各号の施設の長が行う無料の職業紹介事業及び同条の職業紹介事業を行う施設の長について準用する。この場合において、第二十四条の五第一項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十三」と、「求人者の情報及び求職者の個人情報」とあるのは「求職者の個人情報」と、第二十四条の五第二項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十三」と、「書面の交付」とあるのは「書面の交付等」と、第二十四条の七第一項中「第三十二条の十五」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とある。

3 前項第二号の方法により行われた明示事項の明示は、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに当該書面被交付者に到達したものとみなす。

4 (略)

(法第三十三条の二に関する事項)

第二十五条の二 略

25 略

6 第二十四条の五第一項から第三項まで及び第二十四条の七の規定は、法第三十三条の二第一項の規定により同項各号の施設の長が行う無料の職業紹介事業及び同条の職業紹介事業を行う施設の長について準用する。この場合において、第二十四条の五第一項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十三」と、「求人者の情報及び求職者の個人情報」とあるのは「求職者の個人情報」と、第二十四条の五第二項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十三」と、「書面の交付」とあるのは「書面の交付等」と、第二十四条の七第一項中「第三十二条の十五」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とある。

職管理簿」と読み替えるものとする。

数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と読み替えるものとする。

(削る)

(法第三十三条の四に関する事項)

第二十五条の四 第十八条第一項、第二項及び第四項、第二十三条第一項から第五項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八までの規定は、法第三十三条の四第一項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした地方公共団体について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2 法第三十三条の四第一項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次とのとおりとする。

- 一 事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程
- 二 事業所ごとの業務の運営に関する規程
- 三 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し及び履歴書
- 四 事業所ごとの施設の概要を記載した書面
- 五 国外にわたる職業紹介を行おうとするときは、当該国外にわたりる職業紹介の相手先国に関する書類

六　国外にわたる職業紹介を行おうとする場合であつて、取次機関

を利用しようとするとときは、当該取次機関に関する書類

(法第三十三条の六に関する事項)

第二十六条　法第三十三条の六の規定により厚生労働大臣が行う指導、助言及び勧告は、書面で行うものとする。

(法第五十条に関する事項)

第三十三条　厚生労働大臣は、法第五十条第一項の規定により、職業紹介事業を行う者（法第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者に対し必要な事項を報告させるとときは、当該報告すべき事項及び当該報告をさせる理由を書面により通知するものとする。

2　(略)

(法第六十条に関する事項)

第三十七条　(略)

一　(略)

二　法第三十二条の八第一項（法第三十三条第四項及び法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する権限　当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長

(法第三十三条の七に関する事項)

第二十六条　法第三十三条の七の規定により厚生労働大臣が行う指導、助言及び勧告は、書面で行うものとする。

(法第五十条に関する事項)

第三十三条　厚生労働大臣は、法第五十条第一項の規定により、職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者に対し必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び当該報告をさせる理由を書面により通知するものとする。

2　(略)

(法第六十条に関する事項)

第三十七条　(略)

一　(略)

二　法第三十二条の八第一項（法第三十三条第四項、法第三十三条の三第二項及び法第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する権限　当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長

二 法第三十二条の九第二項（法第三十三条第四項及び法第三十三条

条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による職業紹介事業の全部又は一部の停止に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

四 法第三十二条の十二第三項（法第三十三条第四項及び法第三十三

条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による取扱職種の範囲等の変更の命令に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

五・六 （略）

七 法第四十八条の二の規定による指導及び助言に関する権限 法

第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業に係るものについて
は、当該施設の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長、同項の無料の職業紹介事業以外の職業紹介事業又は労働者供給事業に係るものについては、当該職業紹介事業又は労働者供給事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長、労働者の募集に係るものは、募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長において「管轄都道府県労働局長」という。）

八・九 （略）
2・3 （略）

三 法第三十二条の九第二項（法第三十三条第四項、法第三十三条

の三第二項及び法第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による職業紹介事業の全部又は一部の停止に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業の所在地を管轄する都道府県労働局長

四 法第三十二条の十二第三項（法第三十三条第四項、法第三十三

条の三第二項及び法第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による取扱職種の範囲等の変更の命令に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

五・六 （略）

七 法第四十八条の二の規定による指導及び助言に関する権限 第

三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業に係るものについては
、当該施設の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長、第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業以外の職業紹介事業又は労働者供給事業に係るものについては、当該職業紹介事業又は労働者供給事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長、労働者の募集に係るものについては、募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下この項において「管轄都道府県労働局長」という。）

八・九 （略）
2・3 （略）

(法第六十一条に関する事項)

第三十八条 法第二十九条第二項の規定並びに第十七条の五第一項及び第二項並びに第十七条の六の規定により厚生労働大臣に提出する

書類は、特定地方公共団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出するものとする。ただし、第十七条の五第二項の規定により厚生労働大臣に提出する書類のうち、同条第一項第一号に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

2 法第三章から法第三章の三までの規定及びこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、職業紹介事業若しくは労働者供給事業を行う者の主たる事務所又は募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（法第三十三条の二第一項の規定による届出をして行う職業紹介事業にあつては、当該施設の主たる事務所の管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所）の長）を経由して提出するものとだし、法第二十九条、法第二十九条の二、法第三十二条の四第三項（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、法第三十二条の七第一項若しくは第三条の七第一項若しくは第四項（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第二十一条第三項（第二十五条において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を含む。）

(法第六十一条に関する事項)
(新設)

第三十八条 法第三章から法第三章の三までの規定及びこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、職業紹介事業若しくは労働者供給事業を行う者の主たる事務所又は募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（法第三十三条の二第一項の規定による届出をして行う職業紹介事業にあつては、当該施設の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所）の長）を経由して提出するものとする。ただし、法第三十二条の四第三項（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、法第三十二条の七第一項若しくは第三条の七第一項若しくは第四項（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第二十一条第三項（第二十五条において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣に提出する書類（有料許可証及び無料許可証を含む。）

のうち、法第三十条第一項第一号及び第二号（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

3

（略）

のうち、法第三十条第二項第一号及び第二号（法第三十三条第四項又は法第三十三条の三第二項又は法第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

2

（略）

○ 屋用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（要請等）

（新設）

第十三条の二 地方公共団体の長は、法第三十二条第一項の要請（以下この条及び次条において「措置要請」という。）をするときは、当該措置要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えるものとする。

2 措置要請を行つた地方公共団体の長（第四項において「要請地方公共団体の長」という。）は、法第三十七条第一項の規定により厚生労働大臣の権限の委任を受けた都道府県労働局長であつて当該地方公共団体を管轄するものから法第三十二条第二項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該措置要請について、自ら同条第一項から第三項までの権限を行うよう求めることができる。

3 前項の求めがあつたときは、厚生労働大臣は、当該措置要請について自ら法第三十二条第一項から第三項までの権限を行うものとする。

4 厚生労働大臣は、法第三十二条第三項の規定により同条第二項の通知に係る意見を聴く者を選定するに当たつては、措置要請の内容に応じ、次の各号に掲げる者のうちから要請地方公共団体の長の意

現 行

見を聴いて選定するものとする。

- 一 学識経験者
- 二 措置要請に関係する地方公共団体
- 三 その他厚生労働大臣又は要請地方公共団体の長が必要と認める者

(協定の締結等)

第十三条の三 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、当該地方公共団体を管轄する公共職業安定所（次項において「管轄公共職業安定所」という。）の業務に関する事項について、当該都道府県労働局長が必要な措置を講ずること等により、国を行う職業指導及び職業紹介の事業等と当該地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定（以下「雇用対策協定」という。）を締結することができる。

2 都道府県労働局長は、雇用対策協定を締結している地方公共団体の長から、雇用対策協定の内容に係る措置要請があつたときは、当該措置要請の内容が法令又は予算に違反する場合その他の当該措置要請の内容について管轄公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、雇用対策協定を実施するための計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県労働局長及び地方公共団体の長その他の

(新設)

関係者により構成される協議会を組織する」とができる。

(報告等)

第十四条 厚生労働大臣は、法第三十四条第一項の規定により、事業主に対して労働者の雇用に関する状況その他の事項についての報告を命じるときは、当該報告すべき事項及び当該報告を命じる理由を書面により通知するものとする。

2 法第三十四条第一項の証明書は、様式第四号による。

(権限の委任)

第十五条 法第三十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項及び第三項に規定する厚生労働大臣の権限

二 法第三十二条第一項から第三項までに規定する厚生労働大臣の権限

三 法第三十三条に規定する厚生労働大臣の権限

四 法第三十四条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

五 法第三十五条に規定する厚生労働大臣の権限

2 前項（第一号に係る部分を除く。）の規定により都道府県労働局长に委任された権限は、法第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第三項、第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十一条、第三十三条第一項並びに第三十四条に規定する事業主又は国若

(報告等)

第十四条 厚生労働大臣は、法第三十三条第一項の規定により、事業主に対して労働者の雇用に関する状況その他の事項についての報告を命じるときは、当該報告すべき事項及び当該報告を命じる理由を書面により通知するものとする。

2 法第三十三条第二項の証明書は、様式第四号による。

(権限の委任)

第十五条 法第三十六条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項及び第三項に規定する厚生労働大臣の権限

(新設)

二 法第三十二条に規定する厚生労働大臣の権限

三 法第三十三条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

四 法第三十四条に規定する厚生労働大臣の権限

2 前項の規定により都道府県労働局长に委任された権限は、法第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条第一項及び第三項、第三十三条第一項並びに第三十四条に規定する事業主又は国若

五条に規定する事業主又は国若しくは地方公共団体の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

3

第十三条の二第四項第三号に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(新設)

附 則

(削る)

(都道府県知事との協定の締結等)

第九条 厚生労働大臣は、当分の間、試行的に、都道府県知事(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この条において同じ。)と、当該都道府県内の一つの公共職業安定所(以下この条において「協定公共職業安定所」という。)の業務に関する事項について、当該都道府県の都道府県労働局長(以下この条において「協定都道府県労働局長」という。)が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と都道府県の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定を締結するものとする。

2 都道府県知事は、前項の協定の実施のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、協定都道府県労働局長に対し、協定公共職業安定所の業務に関する事項について必要な指示をすることができる。

しくは地方公共団体の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

3

協定都道府県労働局長は、前項の指示の内容について、法令又は予算に違反する場合その他の当該指示の内容について協定公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。

4

都道府県知事は、前項の場合に該当しないと認める場合であつて、協定都道府県労働局長が第二項の指示の内容について前項の措置を講じないとときは、厚生労働大臣に対し、協定都道府県労働局長に対して当該指示の内容について同項の措置を講ずるよう命ずることを要請することができる。